

倉吉市景観計画

平成22年3月

目 次

表 紙	．．．	1
目 次	．．．	2
1. はじめに	．．．	3
2. 景観形成の基本方針		
(1) 景観計画区域（対象区域）（景観形成重点区域の追加）	．．．	4
(2) 基本目標	．．．	5
(3) 基本方針	．．．	5
市・市民・事業者の責務	．．．	5
都市景観の保全・創造	．．．	5
農山村景観の保全・創造	．．．	6
自然景観の保全・活用	．．．	7
歴史景観（文化的景観）の保全・活用（修正）	．．．	7
景観意識の醸成	．．．	7
3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	．．．	8
(1) 景観法第16条第1項の規定による届出が必要な行為	．．．	9
(2) 景観形成の基準	．．．	10
4. 景観重要建造物・樹木の指定の方針	．．．	13
(1) 景観重要建造物の指定の方針	．．．	13
(2) 景観重要樹木の指定の方針	．．．	13
5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に 関する行為の制限に関する事項	．．．	14
(1) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設 置に関する行為の制限に関する事項	．．．	14
6. 景観重要公園		
(1) 景観重要公園 一覧表	．．．	17
(2) 景観重要公園の整備に関する方針	．．．	19
(3) 景観重要公園における建築物、工作物の占用許可等の 基準	．．．	19

1. はじめに

本市は、周囲を囲む丘陵、山地や平地中央を流れる河川など水と緑豊かな自然景観に恵まれ、秀峰大山の東山麓に広がる肥沃な畑作地帯、市内を貫流する河川沿いの豊かな田園地帯などの農山村景観を保全してきました。また、歴史的伝統を受け継ぐ商家のまちなみ、温泉、古代の歴史を伝える史跡など、多くの歴史的文化的景観が残っており、これらの活用により、多くの来訪者が訪れるようになりました。さらに、市街地では多くの地域で土地地区画整理事業が実施され、良好な市街地景観が創造されています。

一方、都市化に伴って進んだ農地の無秩序な転用や、景観を阻害しかねない過度な屋外広告物（以下「広告物」という。）の乱立、農業の低迷に伴う荒廃地の増加など、これまで保全・創造・活用してきた景観を阻害する要因も出はじめています。

このため、市・市民・事業者が主体となり、景観法に基づく景観計画を策定し、景観の保全・創造・活用を行っていきます。

平成19年 3月

打吹山は室町時代から江戸時代初期まで打吹山山頂に城が築かれるなど、市のシンボルであり、その麓に位置する皇太子殿下（後の大正天皇）の山陰行啓の際の宿舎地として整備された打吹公園は、市民にとって重要な憩いの場です。

打吹公園開園100周年事業にて、園路の自然色舗装、地元の素材を使用した足元灯の設置、飛龍閣のバリアフリー化など、来訪者の安全性と快適性を重視した整備を、良好な公園緑地景観に配慮しながら行いました。また、公園内の良好な公園緑地景観の重要な要素である桜について、近年衰えが著しいことから、平成21年度に今後の桜のあり方についての方向性を取りまとめ、同年度から5箇年計画にて植え替え等の取り組みを実施しています。

鳥取県中部は、古来、伯耆国の中心として栄え、数多くの遺跡からその当時の様子を推測することができます。倉吉市の将来のまちづくりについて市長に提言した「まちづくり提言書」は、史跡の歴史・文化を大切にし、後世に伝えていく取り組みを進めるとし、そのため、公園・緑地等の整備を行うことを望んでいます。

これらを踏まえ、打吹公園、伯耆国府跡国庁跡、伯耆国府跡法華寺畑遺跡、伯耆国分寺跡、大御堂廃寺跡を、新たに景観計画の景観形成上特に重要な区域および景観重要公園として位置づけ、今後とも市民・事業者の協力を得ながら、良好な景観の形成についての意識向上を図りつつ、景観の保全・創造・活用を行っていきます。

平成22年 3月

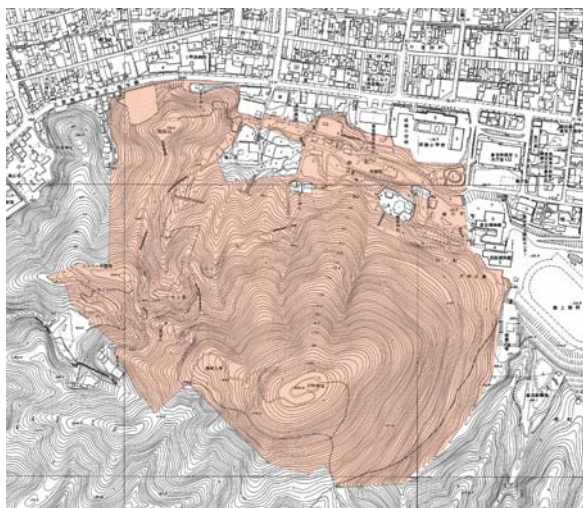
2. 景観形成の基本方針

(1) 景観計画区域（対象区域）

倉吉市全域を景観法第8条第2項第1号の景観計画区域とします。

また、以下の区域を景観計画区域のうち景観形成上特に重要な区域（景観形成重点区域）として定めます。

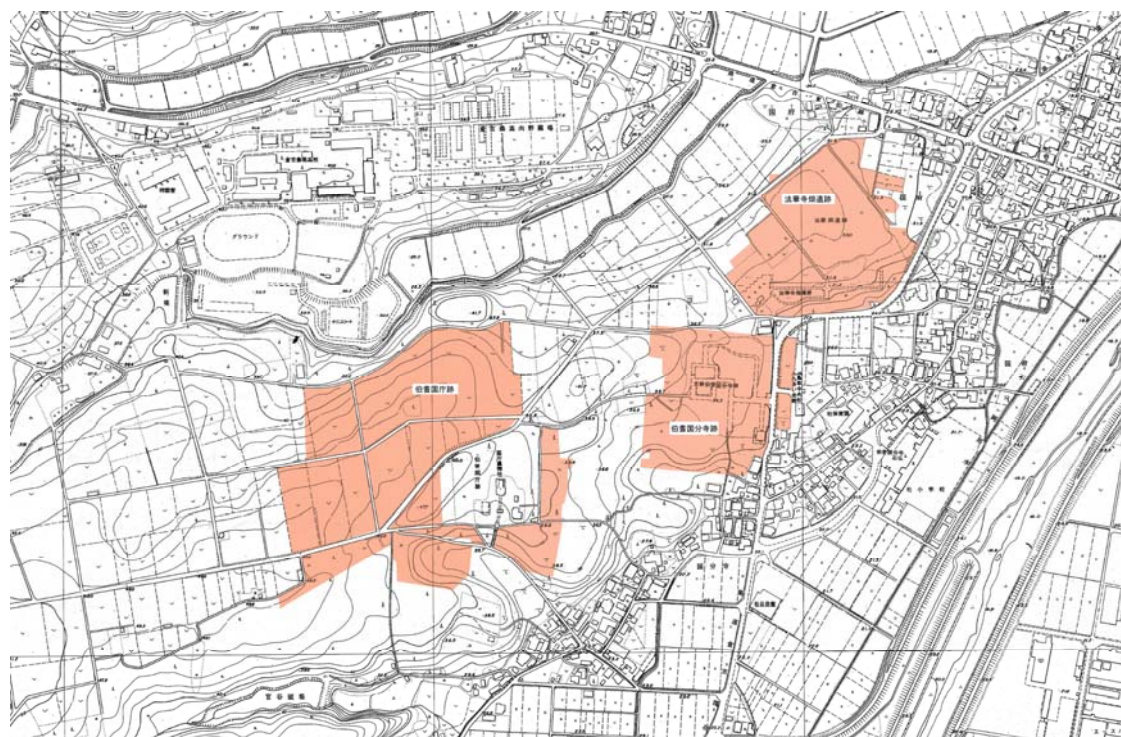
番号	区域名	位置	備考
1	打吹公園	仲ノ町	倉吉都市計画公園（総合公園）
2	伯耆国分寺跡	国府・国分寺	国指定史跡
3	伯耆国府跡国庁跡	国府・国分寺	国指定史跡
4	伯耆国府跡法華寺畑遺跡	国府・国分寺	国指定史跡
5	大御堂廃寺跡	駄経寺町二丁目	国指定史跡



打吹公園



大御堂廃寺跡



伯耆国分寺跡 / 伯耆国府跡国庁跡 / 伯耆国府跡法華寺畑遺跡

(2) 基本目標

本計画では、「地域における景観づくりの促進」、「優れた景観の保全・整備」、「景観意識の醸成」を基本目標とし、市民が豊かさを実感し、ゆとりある生活を送れるよう本市の恵まれた自然と調和した美しく魅力ある景観の保全・創造・活用に取り組みます。

(3) 基本方針

●市・市民・事業者の責務

【市の責務】

- ・市は、良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。
- ・市は、景観計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ倉吉市都市計画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- ・市は、景観法その他の良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努めなければならない。
- ・市は、道路、河川、公園、広場その他公共施設等の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たさなければならない。
- ・市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

【市民の責務】

- ・市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。
- ・市民は、この計画の目的を達成するため、市が実施する良好な景観の形成の施策に協力しなければならない。

【事業者の責務】

- ・事業者は、事業活動の実施に当たっては、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。
- ・事業者は、自らの業務が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。
- ・事業者は、この計画の目的を達成するため、市が実施する良好な景観の形成の施策に協力しなければならない。

●都市景観の保全・創造

①住宅地景観

- ・計画的に整備された住宅地は、豊かな住環境の継承を図るため、地区計画等による良好なまちなみの維持・向上を促進します。
- ・市街地内の住宅地は、緑豊かなうるおいのある住環境を創出するため、植栽や生垣化による住宅内の緑化等を促進します。
- ・建築高さや屋根の形態、塀や看板等の工作物などは、道路面から見て連続感を感じるまちなみへの誘導を図ります。
- ・住宅地内の幹線道路は、見通しを確保した街路樹の整備に努めます。また、地域住民等による街路の美化活動への協力を促進します。

- ・地域住民等による地区計画の策定や緑化協定、建築協定の締結など、市民の自主的な取り組みを支援・推進します。

②商業地景観

- ・来訪者が歩いて楽しい快適で魅力的な空間形成を図るため、歩道や広場の整備における統一的なデザインづくりを推進します。
- ・公共施設や公共空間の整備にあわせ、優れた景観づくりを市民との協働により推進します。
- ・建築物・工作物や広告物等（以下「建築物等」という。）は、整然として統一感のある景観の形成を図るため、位置、形態、色彩等について条例等による規制、誘導を検討します。
- ・近年増加している空店舗や空地は、連続した賑わいのある景観を確保するため、事業者や地域住民との協働による有効活用を推進します。
- ・中高層建築物等が集中する地域は、圧迫感や周辺景観との違和感の解消を図るため、敷地周囲の緑化を促進します。

③工業地景観

- ・工業団地内や大規模な工場は、周辺地域と調和した景観の形成を図るため、接道部分や敷地内の緑化を促進します。また、建築物等の色彩等についても、周辺と調和した落ち着いた色彩とするなど工夫を促します。

④道路景観

- ・主要道路については、統一感のある景観の形成を図るため、緑化の推進や統一的なデザインによる修景整備等に努めます。
- ・市街地の沿道は、一体感・連続感のある景観の形成を図るため、看板やファサードの統一、駐車場の修景等を促進します。
- ・景観の悪化が懸念される路線は、倉吉市屋外広告物条例による規制・誘導を検討します。

⑤公園緑地景観

- ・公園緑地は、周辺景観に調和した植栽や修景デザインに努めます。
- ・公園緑地は、周辺の道路等との統一感、連続性のある整備に努めます。

⑥公共公益施設景観

- ・大規模な文化施設等は、周辺の景観との調和に配慮しながら、市のシンボルとして個性的な整備に努めます。
- ・大規模開発や構造物の整備にあたっては、周辺環境に調和するとともに、市内の主要な眺望点からの全体景観への影響にも配慮した整備に努めます。

●農山村景観の保全・創造

- ・優良な水田の保全を図り、良好な田園風景や河川・水路の水辺景観と一体となったゆとりとうるおいのある景観の形成に努めます。
- ・近年増加している耕作放棄地は、良好な景観を阻害しないよう再生や緑化に努めます。
- ・建築物等は、景観と調和したデザインの誘導や生垣等の緑化を促進します。
- ・現在の緑に包まれた農村集落の形態や緑地の保全に努め、特に屋根並については、統一感・一体感のある景観の形成に努めます。

●自然景観の保全・活用

①自然緑地景観（山林・丘陵地）

- ・市街地の背景や眺望対象となっている山のスカイラインや斜面緑地の保全に努めます。
- ・建築物等は、森林や緑地に調和する形態、規模、色彩となるよう誘導します。
- ・開発においては、事前協議等により周辺の地形や植生等環境に与える影響が最小限となるよう努めます。

②水辺景観

- ・水辺の自然環境を保全するとともに、水辺の植生の回復等により自然性の高い水辺景観の形成に努めます。
- ・堤防や河川敷を利用して、うるおいのある親水景観の形成に努めます。
- ・護岸等の整備にあたっては、石積みとするなど生態系や景観に配慮した整備に努めます。
- ・生活に密着した河川や水路の美化を、地域住民と協働で推進します。

●歴史景観（文化的景観）の保全・活用

- ・史跡は、歴史景観（文化的景観）の重要な要素です。
- ・史跡及びその周囲の歴史景観（文化的景観）の保全・維持に努めます。
- ・史跡の周辺にて道路等の公共施設の整備を行う際は、歴史景観（文化的景観）に調和するよう努めます。
- ・中心市街地の優れた歴史景観（文化的景観）は、本市の重要な地域資源であるため、地域住民の住環境の確保との両立を図りながら、市民・事業者の協力のもと、建造物、工作物等の修理・修景を通じて、保全・維持に努めます。

●景観意識の醸成

- ・さまざまな機会を通じて、景観の保全や創造に向けた取り組みの PR や情報提供に努めます。
- ・説明会やフォーラムなどを開催し、景観づくりに対する市民意識の高揚に努めます。

3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

景観形成の基本方針を踏まえ、良好な景観の保全・創造・活用を図るため、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる行為を届出の対象とし、景観形成の基準による審査を行い、必要に応じて勧告や変更（原状回復）命令を行います。

景観形成の基準は、全市共通とし、届出の対象行為に対し項目ごとに景観形成の基準を定めます。あわせて、勧告、変更（原状回復）命令の対応について定めます。

(1) 景観法第16条第1項の規定による届出が必要な行為

行為の区分に対する規模を超える行為を届出の対象とします。

行為の区分		規模		
1 景観法第16条第1項1号に掲げる行為	(1) 建築物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	当該建築物の高さが13メートル又は建築面積が1,000平方メートル		
	(2) 建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更（上記に該当する場合を除く）	上記の規模を超える建築物において、当該行為に係る部分の面積が10平方メートル		
2 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	(1) 工作物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	ア 煙突、排気塔その他これに類するもの	当該工作物の高さが13メートル（建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から上端までの高さが13メートル）又は築造面積が1,000平方メートル	
		イ 広告塔、広告板その他これに類するもの		
		ウ 電波塔、記念塔その他これに類するもの		
		エ 高架水槽、冷却塔その他これに類するもの		
		オ 彫像、記念碑その他これに類するもの		
		カ 鉄柱、木柱（サの支持物を除く。）その他これに類するもの		
		キ 観覧車、飛行塔、コースターその他これに類するもの		
		ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これに類するもの		
		ケ 石油、ガス等貯蔵・処理施設その他これに類するもの		
		コ 汚水処理施設、ごみ処理施設その他これに類するもの		
		サ 電線（その支持物を含む。）その他これに類するもの		当該工作物の高さが20メートル
		シ 塀、さく、垣（生け垣を除く。）その他これに類するもの		当該工作物の高さが3メートル
		ス 自動車車庫及び物件の保管の用に供する施設その他これに類するもの		当該工作物の高さが13メートル又は築造面積が1,000平方メートル
	(2) 工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更（上記に該当する場合を除く）	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積10平方メートル		
3 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）	当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートル、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが5メートルかつ長さが10メートル		
4 景観法第16条第1項第4号により景観計画に従い倉吉市景観条例で定める行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートル、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが5メートルかつ長さが10メートル		
	木竹の伐採	伐採面積が100,000平方メートル		
	屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2号第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、その他の物件の堆積	堆積物件の高さが5メートル又はその用に供される土地の面積が1,000平方メートル		
	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物、その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）	当該照明の対象となる建築物等の高さが13メートル		

(2) 景観形成の基準

届出の対象行為について、項目ごとの景観形成の基準に基づき審査し、必要に応じて対応を行います。

届出の対象行為	項目	景観形成の基準	対応
全ての行為	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山岳、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、町並み等に対する周辺及び主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）及び周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低いで高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状を変えずに済む位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象
建築物等の新築、増築、改築、移転または外観を変更する修繕、様替え、色彩の変更 又は 工作物等の新築、増築、改築、移転または外観を変更する修繕、様替え、色彩の変更	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある意匠及び形態とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した意匠及び形態とすること。 <p>※ 壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、裝飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線といった壁面、屋上等に設置される工作物並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。</p>	勧告対象

届出の対象行為について、項目ごとの景観形成の基準に基づき審査し、必要に応じて対応を行います。

届出の対象行為	項目	景観形成の基準	対応														
建築物等の新築、増築、改築、移転または外観を変更する修繕、様替え、色彩の変更 又は 工作物等の新築、増築、改築、移転または外観を変更する修繕、様替え、色彩の変更	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラーは次のとおりとすること。 <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半以上を占める色相をいう。なお複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。以下同じ ※ 商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。以下同じ 	有彩色の色相	彩 度		商業地域等	その他	0.1R～10R	6以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	6以下	上記以外の色相	6以下	2以下	変更（原状回復） 命令対象
	有彩色の色相	彩 度															
		商業地域等	その他														
0.1R～10R	6以下	4以下															
0.1YR～5Y	6以下	6以下															
上記以外の色相	6以下	2以下															
		<ul style="list-style-type: none"> ・送電又は送信のための鉄塔については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6～8の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4～5の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	変更（原状回復） 命令対象														
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 	勧告対象														
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。）は、その面積の3%以上を緑化すること。 ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	勧告対象														
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更（鉦物の掘採及び土石の採取を除く。）	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 	勧告対象														

届出の対象行為について、項目ごとの景観形成の基準に基づき審査し、必要に応じて対応を行います。

届出の対象行為	項目	景観形成の基準	対応							
土石の採取及び 鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 	勧告対象							
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した所から、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象							
木竹の伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路等及び隣接地の境界付近に存する樹林は、伐採しない。 	勧告対象							
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・物品を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。 	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から堆積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により、遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩度									
0.1R～10R	4以下									
0.1YR～5Y	6以下									
上記以外の色相	2以下									
特定照明	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象							

4. 景観重要建造物・樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関係）

- 景観形成の基本方針に基づき、歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを指定する。
- 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有しているものであること。
- 景観形成・育成の観点から指定するものであり、当該建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- 歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することを望まれる地域におけるランドマークとなる建造物等についても積極的に対象とすること。
- 建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合にあつては、それらを含め一体として対象とすること。
- 指定に当たっては、倉吉市都市計画審議会及び建築等の専門家の意見を聴くものとする。

(2) 景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関係）

- 景観形成の基本方針に基づき、周辺地域の情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを指定する。
- 当該樹木が、地域の景観上の特徴を構成しているものであること。
- 景観形成・育成の観点から指定するものであり、当該樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- 新たな都市文化を創造することを望まれる地域におけるシンボルとなる樹木等についても積極的に対象とすること。
- 指定に当たっては、倉吉市都市計画審議会及び造園等の専門家の意見を聴くものとする。

5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

適切な広告物は、日常生活に不可欠なものですが、過度な広告物の乱立は景観を損なう恐れがあります。

そのため、倉吉市全域を対象として、日常生活に不可欠な広告物を除く一定規模以上の広告物について許可が必要とし、項目ごとに許可の基準を定めます。

また、倉吉市屋外広告物条例にて、広告物を表示又は設置してはならない物件（禁止物件）、表示又は設置してはならない広告物（禁止広告物）について定めます。

(1) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号関係）

【すべての広告物が満たすべき設置並びに維持の基準】

項 目		基 準
広告物及び掲出物件が道路の路面上に突き出して設置されている場合	高さ	歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分：広告物の下端までの高さが4.7m以上 道路の歩道の部分：広告物の下端までの高さが2.5m以上 (ただし、自己の氏名を表示するための広告物及び掲出物件について、市長がやむを得ないと認める場合を除く。)
	突出部の長さ	突き出し部の長さ：0.6m以下 道路の歩道部分に突き出す広告物及び掲出物件で、路面から広告物の下端までの高さが4.7m以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合：1.2m以下 (ただし、自己の氏名を表示するための広告物及び掲出物件について、市長がやむを得ないと認める場合を除く。)
その他		ア 広告物及び掲出物件が倒壊、剥離、落下又は傾斜する蓋然性の高いものではないこと。 イ 信号、道路標識の効用を妨げないこと ウ 広告物の上端の位置が地上から10mを超え、かつ、表示面積が30㎡を超える広告物においては、次に掲げる基準に適合するものであること。(ただし、第2種許可地域を除く) ・1面の表示面積の2分の1を超えて、規則で定める彩度以上の色を使用しないこと。 ・照明、電光表示、ネオン等を使用する場合、これを移動点滅又は回転させないこと。

【許可地域における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準】

項 目		基 準		
野立ての広告物 又は掲出物件	表示面積	1面 30㎡以下		
	高さ	ア 禁止地域又は第1種許可地域：地面から10m以下 イ 第2種許可地域：地面から20m以下		
	その他	ア 指定地域でないこと。(家屋連担区域を除く) イ 他の野立ての広告物又は掲出物件から100m以上離れていること。(家屋連担区域を除く)		
建築物、へい 又は垣を利用 する広告物 又は掲出物件		屋上を利用するもの		壁面、へい又は 垣を利用するもの
		禁止地域又は 第1種制限地域	第2種制限地域	
	個数	1建築物につき1個	1建築物につき1個	—
	高さ	地面から広告物又は掲出物件を設置するところまでの高さの2分の1以下であり、かつ、10m以下	地面から広告物又は掲出物件を設置するところまでの高さの3分の2以下であり、かつ、20m以下	—
	表示面積	120㎡以下	120㎡以下	30㎡以下
立看板	表示面積	2㎡以下		
	大きさ	脚部を除く部分の大きさが縦2m以下、横1m以下		
	脚部高さ	0.5m以下		
電柱を利用 する広告板	大きさ	縦1.5m、横0.5m又は縦1.2m、横0.4m		
	個数	電柱1本につき1個		
	その他	電柱に直接塗布するものでないこと。 電柱に巻き付ける広告板：地上1.5mから3.5mまでの範囲内に表示 電柱に添加する広告板：突き出し部分の長さが0.6m以下 道路の中心線に直角に設置 道路敷以外の電柱に添加する場合：地面から広告板の下端までの高さが2.5m以上		
街灯柱を利用 する広告板	大きさ	縦1.5m以下、横0.5m以下		
	突き出し部分の長さ	0.6m以下		
	個数	街灯柱1本につき1個		
	その他	街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。		
バス停留所標識 を利用する広告 板	表示面積	0.2㎡以下		
	その他	時刻表の表示板の下端に表示するものであること。		
広告柱	高さ	2m以下		
	柱の幅又は直径	0.2m以下		
アーケードに 添加する広告物	個数	原則として、1商品につき1個		
	大きさ	縦が0.5m以下、横がアーケードの梁間の2分の1以下		
	その他	ア アーケードの上部に設置するものでないこと。 イ 同一商店街においては規格を統一したものであること。		
広告 幕	横断幕	高さ	地面から横断幕の下端までの高さが5m以上	
		大きさ	縦1m以下、横15m以下	
	垂れ幕	大きさ	ア 禁止地域又は第1種許可地域 縦20m以下、横1m以下	イ 第2種許可地域 縦20m以下、横1.8m以下
		大きさ	縦3m以下、横1m以下	
旗及びの ぼり	高さ	ア 地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の下端までの高さ：1.5m以上 イ 上端までの高さ：5m以下		
	厚さ	1.5m以下		
アーチ	厚さ	1.5m以下		
気球広告		気球につり下げる広告物は、ネットを用いて取り付けるものであること。		
はり紙	表示面積	1.5㎡以下		
その他の広告物 又は掲出物件		その他の広告物又は掲出物件については、前各号の基準との均衡を考慮し、市長がその都度定めるところによること。		

【禁止地域における適用除外の許可の基準】

【許可地域のうち指定地域における許可の基準（家屋連担地域を除く）】

項 目		基 準
野立ての広告物 又は掲出物件	表示面積	1面0.5㎡以下、合計1㎡以下であること。 ただし、1個の広告物又は掲出物件に複数の者が表示する場合にあっては、それぞれの者につき、表示面積が1面0.75㎡以下、合計1.5㎡以下であり、かつ、当該広告物の表示面積が1面10㎡以下、合計20㎡以下であること。
	高さ	地面から3m以下であること。 ただし、平年において積雪の深さが3m以上となることがあると認められる地域にあっては、この限りでない。
	個数	当該広告物及び掲出物件を表示し、又は設置することにより、禁止地域における同一の居所又は事業所若しくは営業所に係る広告物が原則として3個以上になるものでないこと。
	その他	ア 指定地域から原則として1km以内に自己の居所又は事業所若しくは営業所がある者の自己の氏名等を表示するための広告物又は掲出物件であること。 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る表示をするための広告物でないこと。

【禁止地域】

適用除外を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域又は場所。倉吉市では、都市計画法に規定されている第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、伝統的建造物群保存地区や、文化財保護法により指定された史跡や、市長が指定する主要な道路沿いを禁止地域として定めます。

【許可地域】

倉吉市屋外広告物条例に基づき、許可の届出が必要な地域又は場所。倉吉市では、禁止地域を除く倉吉市内全域を許可地域として定めます。また、許可地域内のうち許可の基準によって下記の地域を定めます。

名 称	地域又は場所の概要
第1種許可地域	許可地域のうち、第2種許可地域を除く地域又は場所。
第2種許可地域	許可地域のうち、都市計画により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に定められた地域又は場所。
指定地域	野立ての広告物に対する規制を行なう地域又は場所。 倉吉市では主要な道路・鉄道沿いを指定します。

【家屋連担地域】

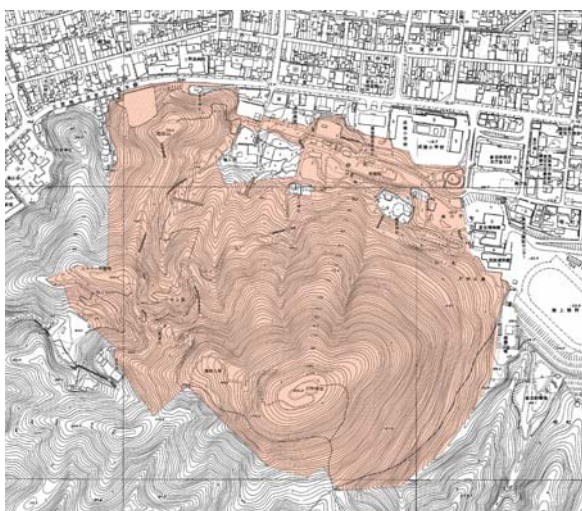
一定の基準以上家屋が連担しているとして、市長が指定する地域又は場所。

6. 景観重要公園

住民が身近に憩い、親しみ、ふれあう場所として活用している都市公園、史跡（以下都市公園等）のうち、特に重要な都市公園等について、景観重要公園（景観重要公共施設（公園））と定めます

(1) 景観重要公園 一覧表

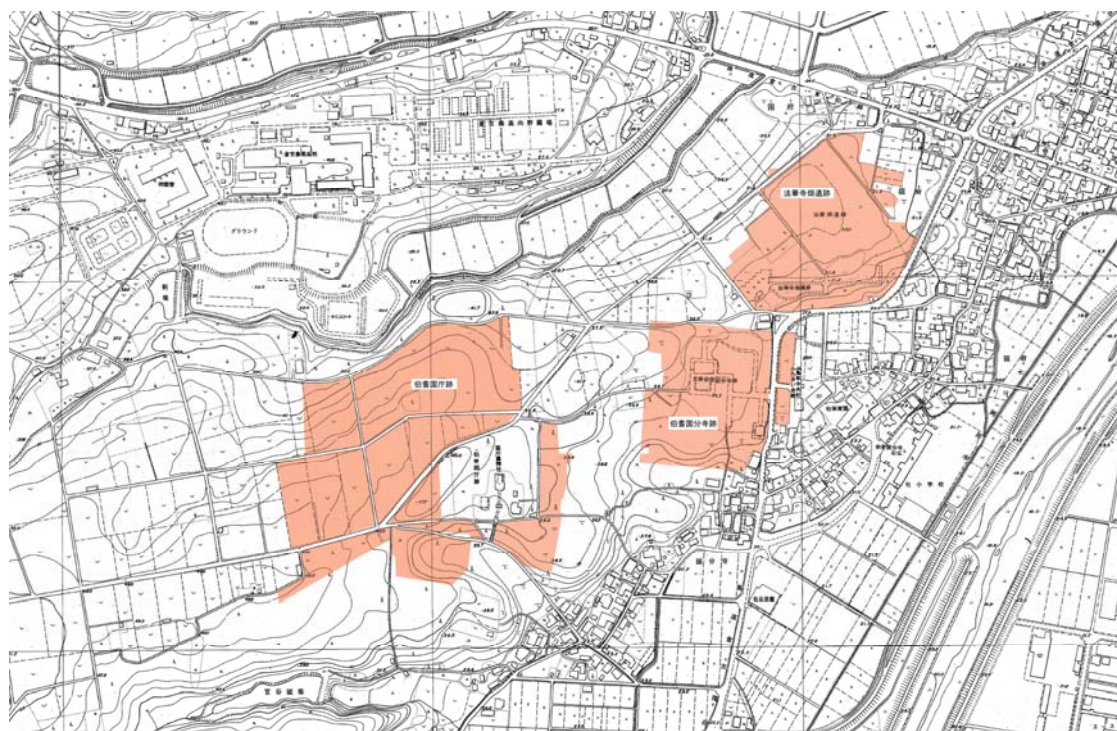
番号	区域名	位置
1	打吹公園	仲ノ町
2	伯耆国分寺跡	国府・国分寺
3	伯耆国府跡国庁跡	国府・国分寺
4	伯耆国府跡法華寺畑遺跡	国府・国分寺
5	大御堂廃寺跡	駄経寺町二丁目



打吹公園



大御堂廃寺跡



伯耆国分寺跡 / 伯耆国府跡国庁跡 / 伯耆国府跡法華寺畑遺跡

○ 打吹公園

打吹公園は、倉吉市の中心市街地の南側の打吹吹山の山麓に設置されており、大正37年の皇太子殿下（のちの大正天皇）の山陰行啓の際に整備・開園された以降、平成15・16年度に行われた開園100周年事業等による施設のバリアフリー化、園路の自然色舗装など、時代に合わせた整備をおこないました。

倉吉市の中心市街地に整備された市民のシンボリックな公園であり、「日本さくら名所100選」「日本の都市公園100選」「森林浴の森100選」に選定されています。

○ 伯耆国分寺跡／伯耆国府跡国庁跡／伯耆国府跡法華寺畑遺跡／大御堂廃寺跡

7世紀から10世紀にかけて伯耆国分寺跡、伯耆国府跡国庁跡、伯耆国府跡法華寺畑遺跡、大御堂廃寺跡に、国庁、国分寺、寺院など伯耆国の重要な施設が設置されました。

伯耆国分寺跡は、全国的にも珍しく国分寺、国分尼寺がともに判明しており、天平13年（741年）の聖武天皇の詔勅により官立寺院が建立されました。昭和55年度に公園として整備し、社地区最大の夏祭りであるやしろ五輪まつりが開催されるなど、市民の憩いの場として活用されています。

伯耆国府跡国庁跡は、8世紀後半に造成され、10世紀代まで存続し、国司が中央から派遣され政務を行う国庁が設置されました。

伯耆国府跡法華寺畑遺跡は、8世紀中頃から10世紀代まで存続し、国庁に関連する役所であったと考えられていますが、国分尼寺であった可能性もあります。昭和13年度に公園として整備し、桜の開花時期および盆休みに復元された西門のライトアップがおこなわれるなど、地域学習の場として活用されています。

大御堂廃寺跡は、7世紀中頃に創建された山陰の最古級の本格的寺院跡で、鬼瓦、銅製匙、木製祭祀具、仏具の鋳型などの貴重な出土遺物が発見されています。平成21年度に多目的に利用できる芝生広場として暫定整備し、市街地における都市生活にゆとりと潤いを与えるとともに、災害時の避難場所としての機能を有する貴重な空間として活用されています。

(2) 景観重要公園の整備に関する方針

- 来訪者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとし、良好な公園緑地景観を形成している緑や歴史的遺構等と調和する形態意匠とします。
- 良好な公園緑地景観を維持するため、極力自然素材を用いた整備を行います。維持管理等のためにやむをえず人工物を使用する場合には、形態意匠・素材等に配慮します。
- 公園にあった樹木の選定、植え替え・枝払い等を行い、良好な公園緑地景観の維持に努めます。

(3) 景観重要公園における建築物、工作物の占用許可等の基準（都市公園法第4条、第5条1項又は第6条第1項もしくは第3項の許可の基準）

良好な公園緑地景観の維持は、管理者が主体となって行うところであるが、公園内を活用する上で、工作物その他の物件又は施設の設置（以下「工作物等」とする。）が必要であることから、占用をおこなう際に下記の項目を満たすことを求めます。

なお、管理者による景観重要公園内における良好な景観に関する計画（史跡等管理計画など）が別にある場合は、この限りではない。

- 工作物等の配置は、来訪者の安全性と快適性を確保しつつ、良好な公園緑地景観の維持ため、良好な公園緑地景観を形成している樹木・植栽や歴史的遺構等を阻害しないよう配慮し、公園全体の見通しを遮らないようにすること。
- 工作物等の形態意匠は、公園内の公園緑地景観を形成する樹木・植栽や歴史的遺構と調和し、また、憩いの場として落ち着きを感じられるものとする。ただし、すでに定着しているイメージが認められるもの及び期間を限定して行われるものについては、その限りではない。

< 落ち着きを感じられるものとするための方策（例） >

- 彩度を低く抑え、落ち着きがあるダークブラウン（5 YR 2 / 1 ~ 1 0 YR 2 / 1）を基調とする。
- 外から見える部分について、自然素材（石・木・土等）を活用する